

2014年11月13日

経済産業省知的財産政策室殿

一般社団法人日本知的財産協会
専務理事 久慈直登

不正競争防止法改正に関する意見

今般の不正競争防止法改正の検討に際して、意見を申し述べます。

世界の産業競争においては、出遅れた企業が先進企業に追いつきたいために先進企業の技術情報を盗みにゆく事例が数多くあります。特にITの進化により価値ある技術情報が移転しやすくなっている現在、技術情報の窃取は歴史上これまでにないほど、新興国政府と企業から巧妙に組織的に行われています。盗む側からすれば世界各国の法制度を見渡し、発覚や逮捕のリスクの少ない国にゆき窃取を行うのは当然です。

日本企業の技術力は各領域で今最も先進的なレベルを維持していますので、現時点ですぐの対策が非常に重要です。このため不正競争防止法改正にあたっては、国としての対応が最も進んでいるUSAの取組みと比較し、遜色ないレベルにする意識をもつことが必要です。

日本の法制度上のバランスとして実現可能かどうか、また検討時間がどれだけいるかなど既に御省にて考慮されていることを伺っておりますので、この意見書では実効性がありすぐにでも改正すべき項目と中期的に時間をかけて検討を継続する項目を分けております。

尚、一般社団法人日本知的財産協会は、国際知的財産保護フォーラム第5プロジェクト主幹事として、日本企業の技術情報防衛能力向上のため、セミナー、シンポジウム並びに指導を今後とも繰り返し行ってゆく所存です。その際に官民の行動が機能的に連携している姿勢とともに象徴的なインパクトのある法改正内容を内外に示すことが世界に向けての牽制効果が大きいと思います。

1. すぐに改正すべき点

① 刑事規程

- ・ 国外犯の処罰範囲の拡大（国外における取得行為）
- ・ 転得者の処罰範囲の拡大（2次取得者以降の取得者の処罰）
- ・ 非親告罪化
- ・ 法定刑の引き上げ
- ・ 未遂行為の処罰
- ・ 教唆行為の処罰

現実に新興国企業から、日本企業社員に技術情報窃取の教唆が多くあり、それがきっかけになっていることを考えると、教唆行為も処罰の対象にする検討が必要です。

- ・ 犯罪収益の没収・制裁金

わが国における独禁法違反行為に対する巨額の課徴金や、諸外国における競争法、賄賂禁止法制における巨額の制裁金は、企業のコンプライアンス体制に大きく影響を与え、不正から決別するという今日の企業における意識、行動変化の大きな要因となっています。営業秘密侵害においても、抑止力、インパクトを持たせるとともに、営業秘密侵害は許さないという断固たる国の意思を示すため、犯罪収益の没収や制裁金の検討も行うべきです。

② 民事規程

- ・ 立証責任の転換
- ・ 時効・除斥期間の特則の撤廃

2. 中期的に時間をかけ検討すべき点

① 刑事規程

- ・ 共謀罪の新設
- ・ 営業秘密を不正に使用して製造された製品の販売・輸出入
- ・ 海外重課

② 民事規程

- ・ 営業秘密を不正に使用して製造された製品の販売・輸出入

③ 新法としての再構成

3. 解釈を明確にすべき点

法21条1項1号の図利加害目的が具体的にはどの範囲まで含むか。

以上